

身体障害者診断書・意見書作成の手引 ―指定医師必携― 新旧対照表

新	旧								
第2編 個別事項の解説 第4章 肢体不自由 【総括的解説】 1 ～ 2 (略) 3 脳血管障害等に起因する機能障害の認定は、障害の永続が見込まれる時期（原則として 発症から1年経過後）において行う。 ただし、発症から概ね6か月経過した時点で、回復の見込みがないと判断できる場合には身体障害者診断書・意見書（以下「診断書」という。）を作成して差し支えない。 （発症後6か月を経過する日より前に障害認定するのは、重症度が極めて強い場合に、在宅での療養等へ向けて早期の認定が必要と認められる場合に限る。） この場合、診断書には、回復の見込みがないと判断した理由、初診時の状況及び現在までの経過を具体的に記載し、ブルンストロームステージの推移等参考となるデータを記入すること。また、<u>必要に応じて、CTフィルムまたはMRIフィルム（コピーで可）の添付を求めることがあること。</u> なお、慎重を期すため、発症から1年未満に障害認定する場合には診断書作成日から概ね1年後に再認定を行うことを条件とする。 4 ～ 9 (略) ○疑義解釈 <table border="1"> <thead> <tr> <th>質 疑</th><th>回 答</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> [肢体不自由] (肢体不自由全般) 1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。 </td><td> いずれか一方が該当すれば、認定可能である。 </td></tr> </tbody> </table>	質 疑	回 答	[肢体不自由] (肢体不自由全般) 1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。	いずれか一方が該当すれば、認定可能である。	第2編 個別事項の解説 第4章 肢体不自由 【総括的解説】 1 ～ 2 (略) 3 脳血管障害等に起因する機能障害の認定は、障害の永続が見込まれる時期（原則として 発症から1年経過後）において行う。 ただし、発症から概ね6か月経過した時点で、回復の見込みがないと判断できる場合には身体障害者診断書・意見書（以下「診断書」という。）を作成して差し支えない。 （発症後6か月を経過する日より前に障害認定するのは、重症度が極めて強い場合に、在宅での療養等へ向けて早期の認定が必要と認められる場合に限る。） この場合、診断書には、回復の見込みがないと判断した理由、初診時の状況及び現在までの経過を具体的に記載し、ブルンストロームステージの推移等参考となるデータを記入すること。また、<u>CTフィルムあるいはMRIフィルム（コピーで可）を添付すること。</u> なお、慎重を期すため、発症から1年未満に障害認定する場合には診断書作成日から概ね1年後に再認定を行うことを条件とする。 4 ～ 9 (略) ○疑義解釈 <table border="1"> <thead> <tr> <th>質 疑</th><th>回 答</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> [肢体不自由] (肢体不自由全般) 1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。 </td><td> いずれか一方が該当すれば、認定可能である。<u>ただし、この場合「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」両方の診断がされていることが前提である。</u> </td></tr> </tbody> </table>	質 疑	回 答	[肢体不自由] (肢体不自由全般) 1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。	いずれか一方が該当すれば、認定可能である。<u>ただし、この場合「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」両方の診断がされていることが前提である。</u>
質 疑	回 答								
[肢体不自由] (肢体不自由全般) 1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。	いずれか一方が該当すれば、認定可能である。								
質 疑	回 答								
[肢体不自由] (肢体不自由全般) 1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。	いずれか一方が該当すれば、認定可能である。<u>ただし、この場合「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」両方の診断がされていることが前提である。</u>								